

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(子育て社会推進課)

一

告 示

○廃棄物が地下にある土地の指定について

(循環型社会推進課)

一

○肥料の登録有効期間の更新

(みやぎ米推進課)

二

○肥料の登録の失効

(同)

二

○特殊肥料の検査結果の公表

(同)

二

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

三

○県営土地改良事業換地計画の縦覧(四件)

(農村整備課)

三

○道路の区域変更

(道路課)

四

○海岸保全区域の変更

(河川課)

四

○廃川敷地等の発生

(同)

六

○建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

(契約課)

六

○物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

(同)

六

○宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

(同)

二

○宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

(同)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

一八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課)

二〇

公 告

○宮城県仙台市石積字長栄前四十五番四

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十

一八

○証票の無効

選挙管理委員会

一一二

規 則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第二条第一項第二号中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項第三号中「当該学校」を「当該免許状又は同項の第一欄に定める免許状に係る学校(これらに相当する義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部と幼稚部を含み、幼稚園には幼児連携型認定こども園を含む。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百九十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域

埋 立 地 の 種 類

宮城県仙台市石積字長栄前四十五番四

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十

一八

二〇

の一部、四十八番二の一部、五十一番
 一の一部、五十一番二の一部、五十二
 番の一部、五十三番の一部、七十一番
 の一部、七十二番の一部
 六年政令第三百号) 第十三条の二第一号に掲げる埋立
 地

○宮城県告示第四百九十六号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、
 次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
令和四年 三月十四日	第四四五号	副産石灰肥料	45.0カキ副 産石灰マルトミ 特号	窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	平塚 富男	宮城県石巻市渡波字黄金 浜八十五番地一	令和十年 三月十六日
令和四年 四月六日	第五六九号	副産石灰肥料	三陸45					株式会社北興物産	宮城県気仙沼市常楽百四 十八番地二十	令和十年 四月七日
令和四年 四月二十七日	第五三一号	副産石灰肥料	シエル1000%					三浦 渉	宮城県本吉郡南三陸町歌 津字田の頭九	令和十年 五月二十五日
令和四年 六月十七日	第五九五号	加工家さんふん 肥料	宮城イセグリー ン	二・六	四・〇	二・七		イセファーム東北 株式会社	宮城県加美郡色麻町黒沢 字切符七番の十	令和十年 八月三日

○宮城県告示第四百九十七号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次の
 肥料の登録は、失効した。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所
令和四年 六月十三日	第五九六号	加工家さんふん 肥料	宮城I S E S T バーグリーン	二・六	四・〇	二・七	アルカリ分	イセファーム東北 株式会社	宮城県加美郡色麻町黒沢字切符七番の十

○宮城県告示第四百九十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査結果の結果を次のとおり公表する。

令和四年七月一日

令和四年五月

宮城県知事 村 井 嘉 浩

堆肥	特殊肥料名	グリーンプラン株式会社	すくすく	届出名		窒素全量 (%)		りん酸全量 (%)		加里全量 (%)		銅全量 (mg/kg)		亜鉛全量 (mg/kg)		石灰全量 (%)		炭素窒素比		水分含有量 (%)		その他 の検査	備考
				生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	〇・七〇	一・〇二	〇・九九	二一・五	五八・四	令和四年 五月二十日													

備考 分析値は全て現物当たりの数値である。

○宮城県告示第四百九十九号

県営牡鹿地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年七月一日から令和四年八月一日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市牡鹿総合支所

○宮城県告示第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業奥松島地区洲崎・東名工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

検査の結果

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年七月四日から令和四年八月二日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第五百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業前川地区浪形分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求を

することができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年七月四日から令和四年八月二日まで

三 縦覧場所

川崎町役場

○宮城県告示第五百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業前川地区槻木分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年七月四日から令和四年八月二日まで

三 縦覧場所

川崎町役場

○宮城県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業吉田東部2期地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の

規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年七月四日から令和四年八月二日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第五百四四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年七月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 河南鳴瀬線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東松島市大塩字中沢二六一番一地从先から 同市高松字西風一六〇番一地从先まで		前	後	一一・五 三七・一	一、四二七・七
後	一四・四 三八・九	前	後	一、四二七・七	一、四二七・七

○宮城県告示第五百五五号

Table of coordinates for various points (七四 point to 一四 point). Columns include latitude/longitude (e.g., 北緯三九一度二五分), and other identifiers. The data is organized in a grid-like structure with multiple columns and rows.

宮城県告示第五百六号
河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十
九条の規定により、次のとおり告示する。
なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県北部土木事務所に備え置いて縦覧に
供する。
令和四年七月一日
宮城県知事 村井嘉浩

- 一 河川名称
一級河川北上川水系百々川
二 廃川敷地等が生じた年月日
令和四年三月十一日
三 廃川敷地等の位置
大崎市田尻大沢字下平柳二百二十一番
大崎市田尻大沢字百々前百五番
四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 六百五十一平方メートル
○宮城県告示第五百七号
建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和四年七月一日
宮城県知事 村井嘉浩

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和六十一年宮城県告示第千二百四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二中「印」を削り、「相違ないことを誓約します。」や「相違ありません。」に改める。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第8条関係）

建設関連業務競争入札参加資格に係る変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名

年 月 日付けで承認を受けた建設関連業務競争入札参加資格については、下記のとおり申請内容に変更があったので届け出ます。

- 1 承認番号 第 号
- 2 変更内容

届出事項	変更前	変更後	変更年月日

(注) 1 次に掲げる事項に変更があった場合、速やかに提出すること。

- ① 法令等の登録に係る登録番号及び登録年月日
 - ② 商号
 - ③ 本店の所在地（郵便番号を含む。）
 - ④ 本店代表者の氏名
 - ⑤ 受任機関の名称・所在地（郵便番号を含む。）
 - ⑥ 受任者の氏名
 - ⑦ 本店又は受任機関の電話・ファクシミリ番号・メールアドレス
- 2 添付書類等については、下記のとおりとする。
- (1) ①に該当する場合は、登録証明書等の写しを添付すること。
 - (2) ②～④に該当する場合は、登記事項証明書を添付すること（写し可）。
 - (3) ④において委任先の登録がある場合は、委任状も併せて提出すること。
 - (4) ③、⑤で建築設計を行う事業所の変更の場合は、所在地変更に係る建築士事務所登録の「変更届」の写し（ただし、同一都道府県内での所在地変更の場合は不要）も添付すること。
 - (5) ②、④、⑥に該当する場合は、商号又は氏名にふりがなを振ること。
 - (6) ⑤、⑥に該当する場合は、委任状を提出すること。
 - (7) ⑦に該当する場合は、添付書類は不要。

提出者氏名
連絡先

様式第八号を次のように改める。

様式第8号 (第9条関係)

建設関連業務競争入札参加資格喪失届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名

年 月 日付けで承認を受けた建設関連業務競争入札参加資格については、
下記のとおりその資格を喪失したのでお届けします。

記

- 1 承認番号 第 号
- 2 資格喪失部門 全部・一部業種 部門
- 3 資格喪失年月日 年 月 日
- 4 資格喪失理由

提出者氏名
連絡先

様式第九号を次のように改める。

様式第9号 (第10条関係)

建設関連業務競争入札参加資格承継申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名

建設関連業務競争入札参加資格を下記のとおり承継したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 被承継者の住所又は所在地
- 2 被承継者の商号又は名称
- 3 被承継者代表者名
- 4 承認番号 第 号
- 5 承継年月日
- 6 承継理由

提出者氏名 連絡先

様式第十号を次のように改める。

様式第十号（第11条関係）

建設関連業務競争入札参加資格再評価承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程第11条第1項の再評価を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

提出者氏名
連絡先

様式第十一号を次のように改める。

様式第十一号（第二十条関係）

事業承継届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程第11条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出します。

提出者氏名
連絡先

附 則

この告示は、令和四年七月一日から施行する。

○宮城県告示第五百八号

物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成十九年宮城県告示第千二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第九条第一項第四号」を「第九条第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三条第三項中「第九条第一項第四号」を「第九条第二項」に改める。

第九条第一項第四号を削り、同条第三項中「第一項第四号」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、登録業者が地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められるときは、参加資格の登録を取り消すことができる。

附 則

この告示は、令和四年七月一日から施行する。

○宮城県告示第五百九号

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成十三年宮城県告示第七百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第十条第一項第三号」を「第十条第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四条第一項中「十一月一日」を「十月一日」に改め、同条第二項中「第十条第一項第三号」を「第十条第二項」に改める。

第十条第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「第一項第三号」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、有資格者が地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められるときは、入札参加登録を取り消すことができる。

様式第一号中「㉔」を削り、「㉕」を「㉖」に改める。

様式第一号の四中「㉔」を削る。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

住所又は所在地
 商号又は名称
 代表者名

災害時地域貢献申告書

災害の種類 (いずれかに○をつける)	豪雨・暴風・台風・大雪・地震 その他 ()
災害対応期間	
災害対応の場所	
災害時対応の内容 (①～⑤の該当するもの内に○をつけた上で、 具体的な活動内容を記載すること)	① パトロール ② 時間外待機 ③ 人道支援 ④ 応急工事 ⑤ その他

令和 年 月 日 上記申告内容に相違ないことを証明します。

証明者	所 属	職 名	氏 名	印
				印

その他の地域貢献申告書

地域貢献の内容 (具体的に記載する)	
地域貢献の時期	
地域貢献の場所	
地域貢献を証する書類等	別 添 の と お り

様式第三号中「印」を削り、「相違ないことを誓約します。」や「相違ありません。」に改める。
様式第七号を次のように改める。

様式第7号 (第6条関係)

建設工事入札参加登録に係る変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

承認番号 第 () 号
許可番号 () 第 号
住所又は所在地
番号又は名称
代表者名

年 月 日付けで登録通知を受けた建設工事入札参加登録について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

(注) 1 次に掲げる事項に変更があった場合、速やかに提出すること。ただし、宮城県内に主たる営業所がある登録業者で建設業法第11条に定める変更届を提出している場合は、フアクシミリ番号の変更を除き、これに代えることができる。

- ① 許可番号, 許可年月日及び許可業種
 - ② 本店又は受任機関の業種
 - ③ 商号又は名称(受任機関を含む。)
 - ④ 本店又は受任機関の所在地(郵便番号を含む。)
 - ⑤ 代表者又は受任者の氏名
 - ⑥ 資本金 ⑦ 本店又は受任機関の電話・フアクシミリ番号
- 2 添付書類等については、下記のとおりとする。
- (1) ①に該当する場合は、建設業許可通知書の写しを添付すること。
 - (2) ②～⑦に該当する場合は、建設業許可の変更届出書の写しを添付すること。
 - (3) ③, ⑤に該当する場合は、ふりがなを振ること。
 - (4) ⑦のうちフアクシミリ番号の変更の場合は、添付書類は不要。

提出者氏名 :
連絡先 :

様式第八号を次のように改める。

様式第8号 (第7条関係)

建設工事入札参加登録資格喪失届

年 月 日

宮城県知事

殿

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者 名

年 月 日付けで登録通知を受けた建設工事入札参加登録については、下記のとおりその資格を喪失したので届け出ます。

記

- 1 承認番号
- 2 建設業許可番号
- 3 資格喪失年月日
- 4 資格喪失の理由

提出者氏名	:	—	—
連絡先	:	—	—

様式第九号を次のように改める。

様式第9号 (第8条関係)

建設工事入札参加登録資格承継申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名

建設工事入札参加登録資格を下記のとおり承継したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 被承継者の住所又は所在地
- 2 被承継者の商号又は名称
- 3 被承継者代表者名
- 4 承認番号 第 号
- 5 承継年月日
- 6 承継理由

提出者氏名	:	—	—
連絡先	:	—	—

様式第十号を次のように改める。

様式第10号 (第9条関係)

建設工事入札参加登録再評価承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程第9条第1項の再評価を受けたいの
で、関係書類を添えて提出します。

提出者氏名 : — —
連絡先 : — —

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号 (第9条関係)

事業承継届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所又は所在地
番号又は名称
代 表 者 名

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程第9条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出します。

提出者氏名
連 絡 先

： ー ー

附 則

この告示は、令和四年七月一日から施行する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 i Pad用接続キーボード 一万二千八百十六台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和五年一月三十一日(火)

4 納入場所 仕様書のとおり

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年七月十五日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年七月十五日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年七月十五日（金）午前九時から令和四年七月二十六日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年七月二十六日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年七月二十九日（金）午前九時から令和四年八月九日（火）午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年八月九日（火）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年八月十日（水）午前十時 宮城県行政庁舎十八階一八〇三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Keyboards for use with iPads (12,816 units)

2 Deadline for Delivery : January 31, 2023 (Tue)

3 Place of Delivery : As written in the specification

4 Deadline for Bid Submission : August 9, 2022 (Tue), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 グループウェアシステム用サーバ貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和五年三月一日から令和十年二月二十九日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三五）へ令和四年七月十三日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等
1 担当課

千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二一七七一、内線二三三二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和四年七月二十八日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和四年八月十六日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年八月十七日（水）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

4 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 16, 2022, 5 : 00 pm.

2 Item/Service Required : Lease of a server for the groupware system -1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding room, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 17, 2022, 10 : 00 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百十条の五の規定により交付した左記の証票は、令和四年六月二十日以降無効とする。

令和四年七月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

記

証票番号

㊦ 第三号の〇五七